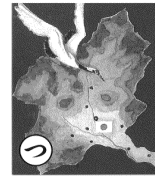




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月11日(水) 号外(第1号)

目次

ページ

公安委員会規則

○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(運転管理課)

2

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月11日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第7号**群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9章の2 運転免許取得者教育(第48条の3—第48条の6)」を「第9章の2 運転免許取得者等教育(第48条の3—第48条の10) 第9章の3 運転免許取得者等検査(第48条の11—第48条の19)」に改める。

第1条中「及び運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「運転免許取得者教育規則」を「、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。))及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」に改める。

第45条の2第2項を次のように改める。

2 法第91条の2第1項に規定する免許の付与に係る申請は、運転免許課又は更新窓口において行わなければならない。

第46条の3に次の1項を加える。

3 法第102条第4項の規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、別記様式第32の6の3の命令書により行うものとする。

第46条の4を次のように改める。

(安全運転相談終了の通知)

第46条の4 公安委員会は、運転免許の取得又は継続に関し相談があつた場合において、当該相談が終了し運転免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第32の7の終了書を交付することができる。

「第9章の2 運転免許取得者教育」を「第9章の2 運転免許取得者等教育」に改める。

第48条の3及び第48条の5中「運転免許取得者教育規則」を「認定教育規則」に改める。

第48条の6を次のように改める。

(指定の申請)

第48条の6 法第108条の32の2第1項に規定する認定を受けようとする者のうち、認定教育規則第1条第3号に規定する課程の区分の認定を受けようとするものは、認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定(以下この章において「指定」という。)を受けなければならない。

2 指定の申請書は、別記様式第34の5とし、自動車教習所を設置し、又は管理する者は運転管理課長を、その他の者は交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 指定の申請をしようとする者は、前項の申請書のほか、認定教育規則第5条第2項各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

第48条の6の次に次の4条を加える。

(指定書の交付)

第48条の7 公安委員会は、指定をしたときは、別記様式第34の6の指定書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第48条の8 公安委員会は、指定をした者が指定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。この場合において、指定を取り消した者に対して、別記様式第34の7の通知書により通知するものとする。

2 公安委員会は、指定を取り消したときは、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを併せて行うものとする。

(帳簿)

第48条の9 認定教育規則第9条第1項の規定により備えることとされている帳簿は、別記様式第34の8とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第48条の10 認定教育規則第13条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであつて、群馬県警察の使用に係る電子計算機又はその他周辺機器に挿入し、又は接続できるものでなければならない。
- (2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- (4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

第9章の2の次に次の1章を加える。

第9章の3 運転免許取得者等検査

(認定の申請)

第48条の11 認定検査規則第6条に規定する申請書は、別記様式第34の9とし、自動車教習所を設置し、又は管理する者は運転管理課長を、その他の者は交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(認定書の交付)

第48条の12 公安委員会は、法第108条の32の3第1項に規定する認定をしたときは、別記様式第34の10の認定書を交付するものとする。

(変更の届出)

第48条の13 認定検査規則第8条第1項及び第3項の規定による変更の届出は、自動車教習所を設置し、又は管理する者にあつては運転管理課長を、その他の者にあつては交通企画課長を経由して別記様式第34の11の届出書を公安委員会に提出することにより行うものとする。

(指定の申請)

第48条の14 法第108条の32の3第1項に規定する認定を受けようとする者は、認定検査規則第4条第1項第4号に規定する指定(以下「認知機能検査指定」という。)又は同条第2項第4号に規定する指定(以下「運転技能検査指定」という。)を受けなければならない。

2 前項の指定の申請書は、認知機能検査指定にあつては別記様式第34の12、運転技能検査指定にあつては別記様式第34の13とし、自動車教習所を設置し、又は管理する者は運転管理課長を、その他の者は交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 認知機能検査指定又は運転技能検査指定の申請をしようとする者は、前項の申請書のほか、認定検査規則第6条第2項の書類を併せて提出するものとする。

(指定書の交付)

第48条の15 公安委員会は、認知機能検査指定をしたときは別記様式第34の14の指定書を、運転技能検査指定をしたときは別記様式第34の15の指定書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第48条の16 公安委員会は、認知機能検査指定又は運転技能検査指定をした者が指定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。この場合において、当該指定を取り消した者に対して、認知機能検査指定にあつては別記様式第34の16、運転技能検査指定にあつては別記様式第34の17により通知するものとする。

2 公安委員会は、認知機能検査指定又は運転技能検査指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを併せて行うものとする。

(書類の交付)

第48条の17 認定検査規則第9条第1号に規定する書類は、次に掲げるものとし、認定認知機能検査(同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。)の結果ごとに交付するものとする。

(1) 認知症のおそれがある場合 別記様式第34の18

(2) 認知症のおそれがない場合 別記様式第34の19

2 認定検査規則第9条第2号に規定する書類は、別記様式第34の20とする。

(帳簿)

第48条の18 認定検査規則第10条の規定により備えることとされている帳簿は、認定認知機能検査にあつては別記様式第34の21、認定運転技能検査(認定検査規則第9条に規定する認定運転技能検査をいう。)にあつては別記様式第34の22とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第48条の19 第48条の10の規定は、認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出について準用する。

別記様式第32の4の2を次のように改める。

別記様式第32の4の2(規格A4)(第46条関係)

臨時適性検査通知書

年月日

住所

殿

群馬県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否 保留 取消 効力の停止
運転免許の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: Reason for test (Cognitive function test results). Row 2: Test date. Row 3: Test location. Row 4: Remarks.

※ この通知について、不明な点がある場合には、群馬県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第32の6の2を次のように改める。

別記様式第32の6の2(規格A4)(第46条の3関係)

診断書提出命令書

年月日

住所

殿

群馬県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第...項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許が拒否される、が保留される、が取り消される こととなりますので、御注意ください。

また、の効力が停止される 提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果. Row 2: 診断書の提出期限. Row 3: 診断書の提出先. Row 4: 備考

※ この通知について、不明な点がある場合には、群馬県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第32の6の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第32の6の3（規格A4）（第46条の3関係）

診断書提出命令書

年月日

住所

殿

群馬県公安委員会 印

あなたは、一定の病気等にかかっているおそれがあることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（主治医（認知症のおそれに係る診断書の場合は認知症の専門医又は主治医）が作成した診断書であって、一定の病気等にかかっているおそれがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（認知症のおそれに係る診断書の場合は、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
が保留される
が取り消される
の効力が停止される
こととなりますので、ご注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（主治医（認知症のおそれに係る診断書の場合は認知症の専門医又は主治医）が作成した診断書であって、一定の病気等にかかっているおそれがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（認知症のおそれに係る診断書の場合は、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows: 診断書の提出を命ずる理由, 診断書の提出期限, 診断書の提出先, 備考

※ この通知について、不明な点がある場合には、群馬県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第32の7を次のように改める。

別記様式第32の7(規格A4)(第46条の4関係)

安全運転相談終了書

| | |
|-------------|--------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 相 談 終 了 日 | 年 月 日 |
| 相 談 終 了 番 号 | |
| 相 談 受 付 窓 口 | |

今後、1年・6月以内に、当公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

群馬県公安委員会

別記様式第34の2から別記様式第34の4までの規定中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

別記様式第34の4の次に次の18様式を加える。

別記様式第34の5(規格A4)(第48条の6関係)

| | | |
|--|-----|--|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">群馬県公安委員会 宛て</p> <p style="margin: 40px 0 0 450px;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0 0 450px;">氏 名</p> <p style="margin: 40px 0 0 100px;"> 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けた いので、申請します。 </p> | | |
| 使用する施設 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| 備 考 | | |

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第34の6(規格A4)(第48条の7関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

群馬県公安委員会 印

別記様式第34の7(規格A4)(第48条の8関係)

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

群馬県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

| | |
|---------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 理 由 | |

別記様式第34の8(規格A4)(第48条の9関係)

| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特定教育記録簿</p> <p style="font-size: 1.1em; margin: 5px 0 0 40px;">(講習同等課程)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">自 年 月 日 名称</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">至 年 月 日 代表者</p> | | | | | |
|--|------------|----|----|-------|--------------------|
| 番号 | 氏名 生年月日 | 住所 | 性別 | 指導員氏名 | 教育実施年月日 教育終了年月日 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別記様式第34の9(規格A4)(第48条の11関係)

| <p>運転免許取得者等検査認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県公安委員会 宛て</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第6条の規定により申請します。</p> | |
|---|--|
| 運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |
| 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 | |
| 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 | |
| 運転免許取得者等検査の方法の区分 | |
| 運転免許取得者等検査の方法の名称 | |
| 添付書類 | |

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名を記載及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

別記様式第34の10(規格A4)(第48条の12関係)

第 号

認 定 書

住所

氏名

道路交通法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等
検査について次のとおり認定する

記

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称

年 月 日

群馬県公安委員会

別記様式第34の11(規格A4)(第48条の13関係)

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|----------------------|--|------------------|--|
| <h2 style="margin: 0;">運転免許取得者等検査変更届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p>群馬県公安委員会 宛て</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">住所 届出者 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第8条第1項及び第3項の規定により、届出します。</p> | | | | | | | |
| 第8条 第1項 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">運転免許取得者等検査の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運転免許取得者等検査に使用する施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運転免許取得者等検査の方法の名称</td> <td></td> </tr> </table> | 運転免許取得者等検査の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | | 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 | | 運転免許取得者等検査の方法の名称 | |
| 運転免許取得者等検査の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | | | | | | | |
| 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 | | | | | | | |
| 運転免許取得者等検査の方法の名称 | | | | | | | |
| 第8条 第3項 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">変更事項</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> | 変更事項 | | | | | |
| 変更事項 | | | | | | | |
| 添付書類 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> | | | | | | |
| | | | | | | | |

備考1 申請者が法人であるときは、申請書の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類には、添付する書類名を記載すること。

別記様式第34の12(規格A4)(第48条の14関係)

| | | |
|--|-----|--|
| <h2 style="margin: 0;">指 定 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">群馬県公安委員会 宛て</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p> | | |
| 使用する施設 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| 備 考 | | |

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第34の13(規格A4)(第48条の14関係)

| | | |
|--|-----|--|
| <h2 style="margin: 0;">指 定 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">群馬県公安委員会 宛て</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p> | | |
| 使用する施設 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| 備 考 | | |

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第34の14(規格A4)(第48条の15関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

群馬県公安委員会 印

別記様式第34の15(規格A4)(第48条の15関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

群馬県公安委員会 印

別記様式第34の16(規格A4)(第48条の16)

指定取消通知書

年 月 日

住所

殿

群馬県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

| | |
|---------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 理 由 | |

別記様式第34の17(規格A4)(第48条の16関係)

指定取消通知書

年 月 日

住所

殿

群馬県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

| | |
|---------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 理 由 | |

別記様式第34の18(規格A4)(第48条の17関係)

認定認知機能検査結果通知書

住 所
 氏 名
 生 年 月 日
 検 査 年 月 日
 検 査 場 所

総合点 点
 (A 点)
 (B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
 名称
 管理者



りめん
(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

別記様式第34の19(規格A4)(第48条の17関係)

認定認知機能検査結果通知書

住 所
氏 名
生 年 月 日
検 査 年 月 日
検 査 場 所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者



りめん
(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま。

別記様式第34の20(規格A4)(第48条の17関係)

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に
において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転
免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの(認定運転技能検査)を受けた者で
あることを証明する。

| | |
|-----------------------|---|
| 認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果 | 点 |
|-----------------------|---|

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者



別記様式第34の21(規格A4)(第48条の18関係)

認定認可口機繪目検査記録簿

自 年 月 日 名称

至 年 月 日 代表者

| 番号 | 氏名 生年月日 | 住所 | 性別 | 検査員氏名 | 検査の成績 検査年月日 |
|----|------------|----|----|-------|----------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別記様式第34の22(規格A4)(第48条の18関係)

認定運転士技能検査記録簿

自 年 月 日 名称

至 年 月 日 代表者

| 番号 | 氏名 生年月日 | 住所 | 性別 | 検査員氏名 | 検査の成績 検査年月日 |
|----|------------|----|----|-------|----------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
